

雇用保険を受給中の皆様へ 失業認定日についてのお知らせ

大阪における緊急事態宣言が解除されたことに伴い、宣言中に講じていた失業認定の特例措置については、以下のとおり取扱うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

ハローワークへお越しの際は、引き続きマスクの着用、手指消毒などの十分な感染予防・拡大防止対策にご協力をお願いいたします。

○失業認定の取扱いについて

失業の認定については、以下の場合を除き、ハローワークが指定した日（失業認定日）に、原則来所により行います。

①緊急事態宣言解除後の最初の失業認定日

→**原則郵送での認定**

②高齢（概ね60歳以上）であること、基礎疾患を有すること又は妊娠中であることを理由に来所を控えたい場合

→**申し出により郵送での認定が可能**

○関連する留意事項について

- ・郵送認定の対象者であっても、来所による失業の認定は可能です。（この場合の事前連絡**不要**）
- ・感染予防等の観点から、希望することで失業認定日を別の日へ変更することが可能です。（この場合の事前連絡**要**）

申し出や事前連絡、その他ご不明な点などは、下記までご相談ください。

お問合せ先（書類送付先）

〒583-0027

藤井寺市岡2-10-18 DH藤井寺駅前ビル3F

藤井寺公共職業安定所 雇用保険課 審査給付係あて

電話番号：072-955-2570（部門コード11#）

受付時間：平日8時30分～17時15分

※現在、ハローワークへのお問い合わせが大変込み合っており、お電話が繋がりにくい場合があります。申し訳ございませんが、繋がらない場合には少しお時間を空けてご連絡いただきますようお願いいたします。



郵送による失業の認定 Q&A

Q 何を郵送すればよいですか？

A 「雇用保険受給資格者証」及び「失業認定申告書」をご郵送ください。

Q いつ郵送したらよいですか？

A 当初指定の認定日以降、概ね一週間程度の間を受給しているハローワーク宛に発送してください。
郵送の際は、郵便事故防止のため、なるべく特定記録等での郵送をお願いします。

Q 失業認定申告書はどのように記入したらよいですか？

A 記入方法については、「失業認定申告書(見本)」及び「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおりP15～16」を参照の上、ご記入ください。
失業認定申告書の記載内容について、記入漏れやお尋ねしたいことがある場合は、電話等による確認をさせていただくことがありますので、失業認定申告書の備考欄に昼間連絡可能な電話番号を記載してください。

Q 新型コロナウイルス感染防止のため、求職活動ができていませんが、受給できますか？

A 「高齢(概ね60歳以上)であること、基礎疾患を有すること及び妊娠中であることを理由に感染予防等の観点から郵送による失業認定を行っている方」または「大阪における緊急事態宣言期間が認定期間に1日以上含まれている場合」については、受給ができます。
「失業認定申告書(見本)」のとおり、3欄の(イ)に○をつけ、「新型コロナウイルス感染防止のため、求職活動が行えなかった」と記入してください。

Q 郵送後はどのように手続きが進みますか？

A 書類到着後、失業の認定及び振込等にかかる処理を行った上で、「雇用保険受給資格者証(処理内容を印刷したもの)」と「次回の失業認定申告書(支給終了となる方を除く)」を返送いたします。
書類到着後、概ね1週間～10日程度での支給となります。



見本

前回の認定日（初回の方は受給手続きをされた日）から認定日前日までに、仕事をした場合「ア した」に○、していない場合は「イ しない」に○をつけてください。

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就業又は内職又は内職・手伝いをしましたか。

ア した イ しない

就業又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。

12月	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31					29	30	31				

仕事をした場合は働いた日に○または×をつけ、収入があった場合は収入も申告してください。（しおりP15~16参照）

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分か）などを記入してください。

収入のあった日 月 日

収入のあった日 月 日

収入のあった日 月 日

3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。

(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。

求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容
ア 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等	1/6	ハローワーク○○	職業相談
イ 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等			
ウ 派遣元事業主による派遣就業相談等			
エ 公的機関等による職業相談、職業紹介等			

(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。

事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果
株式会社 ○○ （電話番号 00-0000-0000）	1/8	書類送付	営業	ア 知人の紹介 イ 新聞広告 ウ 就職情報誌 エ インターネット オ その他	結果待ち
				ア 知人の紹介 イ 新聞広告 ウ 就職情報誌 エ インターネット オ その他	

ア 求職活動をした

どちらかに○

イ 求職活動をしなかった

（その理由を具体的に記載してください。）

新型コロナウイルスの感染防止のため、求職活動が行えなかった。

新型コロナウイルスの影響により求職活動ができなかった場合、このように記入してください。

4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事を紹介されたら、すぐに応じますか。

ア 応じられる イ 応じられない

イに○印をした人は、すぐに応じられない理由を第2欄の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。

(ア) (イ)

5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。

ア 就職 イ 自営

(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職

月 日より就職（予定）

月 日より自営開始（予定）

雇用保険法施行規則第2条第1項の規定により上記のとおり申告します。

令和 3 年 0 月 0 日

公共職業安定所長 殿
地方運輸局長 殿

支給資格者氏名 ○○ ○○

支給番号 (00-000000-0)

昼間連絡可能な電話番号を記入してください。

※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄	1. 支給番号	2. 支給区分
4. 支給期間	5. 内職又は手伝いによる収入	
7. 就職手続支給日数	8. 就職手続に相当する特別給付支給日数	

認定日の日付を記入。

次回認定日・期間

認定対象期間 月 日 - 月 日 ※通算事項

連絡先: 080-0000-0000

高齢である(基礎疾患を有する/妊娠中である)ことから新型コロナウイルス感染症の感染防止のため安定所に出頭することが困難

来所が困難な旨記載してください。（緊急事態宣言解除後の最初の認定日の場合は不要です）